

一般質問

ここが聞きたい! 町政を問う



一般質問は、町の行政全般にわたって理事者の施政を問うことができる基本的な権利です。紙面の都合上すべてを載せることはできませんので、一部を掲載します。

※質問及び答弁の詳細については、会議録をご覧ください。なお会議録は、9月上旬に役場及び町施設のサービスカウンターに配置し、広陵町ホームページに掲載する予定です。

各種団体の補助金支給について

松浦敏信 議員



問 補助金支給の基本的な考え方は何か。補助金支給の原資は厳しい生活の中の税金であるから、受給団体の会則、役員名、事業目的、決算等十分に承知しているのか。会則等は正確に厳守され事務的に整理できているのか。

平岡町長 地方自治法の規定により「公益上の必要がある場合は寄付または補助することが出来る」とあり、公益性は予算の決議により確認にされるものです。予算編成の段階で会則、役員名、事業目的、決算等は確認しています。

補助金に対する活用の妥当性について

問 貴重な住民の税金を原資とする補助金は妥当か、支給団体について、定款、寄付行為、会則、役員名、活動状況の検証はできているか。広陵町老人クラブ連合会会則第4条「組

織」本会は各単位の老人クラブで組織し、各老人クラブの会長をもって組織する。また、第6条「役員」会長及び副会長は単位老人クラブ会長のうちから立候補または選考委員会で選考され総会において選出するとなっている。現老人クラブ会長の選任は会則に適合していないのでは。※会則第17条としてはあまりに解釈が拡大すぎないか。

理事者 毎年補助団体については、担当課をして、書類審査、活動内容を十分精査させています。老人クラブ会長の件は会長志望者がいない等、会則第17条の規定によるものと承知しています。

各種団体に伴う公的活動について

問 町が補助金を支給している各種団体の選挙活動は良いのか。目的実現の政策活動と特定政党や特定政治家との支援活動の仕分けを十分認識して支援活動を行うことが望ましいと思うがどうか。

平岡町長 選挙においても、その団体の自主活動として、補助団体が特定組織を支持される場合もあります。補助金を交付しているのみでそれを制限することはできません。